

京都大学における名古屋議定書/ABS指針に関わる対応フロー

研究者は海外遺伝資源へのアクセス・利用の際には、資源提供国の法令を遵守すること
(青の矢印：研究者が対応)

※ 赤字⑥～⑧：「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な分配に関する指針」(2017/8/20施行) で新たに必要になる事項

